

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年 2月 18日

横浜市契約事務受任者
都市整備局長 小池 政則

1 契約の概要

管理地（急傾斜地）のフェンス修繕

2 履行（納品）場所

港北区篠原町1466

3 契約日

令和3年7月12日

4 履行日又は履行期間

契約日から令和3年11月30日まで

5 契約金額

¥968,000.-（うち消費税相当額 ¥88,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港北区鳥山町6 4 1 - 2

有限会社 蛭田幹建設

代表取締役 蛭田 恭章

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年7月3日の大雨の直後、港北区篠原町1464の新横浜駅南部地区土地区画整理事業用地において、フェンス基礎のひび割れと漏水が確認されました。

フェンスと基礎が崩れた場合、近隣に人的被害を及ぼす恐れがあることから、速やかに対応できる業者と契約し、フェンスの修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

近隣の事業者で、緊急対応が可能である業者を選定しました。

9 所管課

都心再生課